

(証券コード：9913)

2019年6月4日

株 主 各 位

名古屋市中区錦一丁目10番1号
日邦産業株式会社

代表取締役
社 長

岩 佐 恭 知

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月20日午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 2階 201号室
(末尾の[株主総会会場ご案内略図]をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第68期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）
継続の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第11条の2の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.nip.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類を修正する必要がある場合は、当社ウェブサイト (<http://www.nip.co.jp/ir/>) に掲載いたしますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、第4四半期において輸出及び生産の一部に弱さも見られたものの、企業収益の改善により設備投資は増加し、また雇用情勢の改善並びに個人消費の持ち直しなどにより、回復基調が続きました。一方の世界経済は、米中貿易摩擦その他の通商問題等が影響して、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループでは前連結会計年度に策定した中期経営計画に基づき、「事業のリバランス」による高収益体質への転換と次期中期経営計画に向けた新たな種まき活動に取り組んでまいりましたが、モビリティセグメントに属する稲沢事業所等において、固定資産減損を認識せざるを得ず、特別損失を計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は44,479百万円（前期比1.6%増）、営業利益は646百万円（前期比30.0%増）、経常利益は452百万円（前期比8.8%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,029百万円（前期は598百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別概況

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

モビリティ

当該事業の業績は、バンコク、ベトナム、インドネシアなどの海外主力工場の受注が好調に推移した一方で、稲沢事業所及びメキシコ工場の先行投資の影響を継続して受ける中で推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は17,172百万円（前期比12.4%増）、全社費用配賦前のセグメント利益は24百万円（前期比69.8%減）、配賦後のセグメント損失は34百万円（前期は18百万円のセグメント損失）となりました。

エレクトロニクス

当該事業の業績は、ロボット・工作機械向け配線板材料の受注と車載パワーデバイス関連部材の受注が堅調に推移しましたが、スマートフォンに関連する需要が調整局面に入り受注が減少し、その影響を受けました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は14,269百万円（前期比7.7%減）、全社費用配賦前のセグメント利益は657百万円（前期比16.3%減）、配賦後のセグメント利益は222百万円（前期比13.9%減）となりました。

精密機器

当該事業の業績は、プリンター関連部品及び医療機器関連のディスプレイ部品等の受注がともに増加したことにより好調に推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は7,747百万円（前期比3.9%増）、全社費用配賦前のセグメント利益は369百万円（前期比153.9%増）、配賦後のセグメント利益は302百万円（前期比267.8%増）となりました。

住宅設備

当該事業の業績は、家庭用燃料電池関連部材の受注が増加しましたが、住宅用給水ユニット関連部材の受注が減少し、その影響を受けました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は3,394百万円（前期比7.6%減）、全社費用配賦前のセグメント利益は245百万円（前期比2.9%増）、配賦後のセグメント利益は86百万円（前期比15.8%減）となりました。

その他

当該事業の業績は、アミューズメント市場向けICカード関連の受注が減少しましたが、国内関係会社の受注が堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度におけるその他の売上高は2,184百万円（前期比2.3%減）、全社費用配賦前のセグメント利益は287百万円（前期比24.9%増）、配賦後のセグメント利益は169百万円（前期比12.8%増）となりました。

＜セグメント情報＞

セグメント区分	売上高	全社費用配賦前のセグメント利益	全社費用	セグメント損益	売上構成比
モビリティ	17,172百万円	24百万円	58百万円	△34百万円	38.6%
エレクトロニクス	14,269百万円	657百万円	435百万円	222百万円	32.1%
精密機器	7,747百万円	369百万円	66百万円	302百万円	17.4%
住宅設備	3,394百万円	245百万円	158百万円	86百万円	7.6%
その他	2,184百万円	287百万円	117百万円	169百万円	4.9%
調整額	△289百万円	—	—	△100百万円	△0.6%
合計	44,479百万円	1,584百万円	836百万円	646百万円	100.0%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は3,427百万円であります。その主なものは顧客ニーズへの対応を目的に生産設備の増強としてプラスチック射出成形機・附帯設備、金型に対し投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においての所要資金は、金融機関からの借入れにより2,407百万円を調達しております。

(4) 対処すべき課題

「中期経営計画2019」に掲げた「事業の選択と捨象」をやりきることと、将来の経営基盤を強化するための「強みづくり」を進めること、更にはこれらをやりきるために必要となる「人材育成」とその人材が「活躍できる環境づくり」が対処すべき課題となります。「社員の存在が強みだといわれる会社」「利益と効率にこだわる会社」「社員が一流の仕事をする会社」に変革するために、引き続きこれらの課題に挑戦してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 65 期 (2015年度)	第 66 期 (2016年度)	第 67 期 (2017年度)	第 68 期 (2018年度)
売 上 高	42,313百万円	38,431百万円	43,791百万円	44,479百万円
経常利益又は経常損失(△)	△782百万円	△167百万円	496百万円	452百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△902百万円	164百万円	598百万円	△1,029百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△99円07銭	18円14銭	67円16銭	△114円77銭
総 資 産	25,944百万円	27,409百万円	29,851百万円	29,288百万円
純 資 産	10,068百万円	9,880百万円	11,462百万円	9,602百万円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 65 期 (2015年度)	第 66 期 (2016年度)	第 67 期 (2017年度)	第 68 期 (2018年度)
売 上 高	25,627百万円	22,311百万円	25,420百万円	25,738百万円
経常利益又は経常損失(△)	△479百万円	559百万円	140百万円	756百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,640百万円	△158百万円	510百万円	△818百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△180円11銭	△17円44銭	57円25銭	△91円29銭
総 資 産	16,650百万円	17,543百万円	18,219百万円	18,414百万円
純 資 産	4,909百万円	4,749百万円	5,247百万円	4,162百万円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2019年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
日邦メカトロニクス株式会社	百万円 50	100.00 %	樹脂精密部品の製造・販売
日邦メタルテック株式会社 (注1)	百万円 50	100.00 %	機械部品の製造・販売
日邦メカトロニクス広島株式会社	百万円 45	100.00 %	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO., LTD. (注2)	千バーツ 250,000	99.98 %	合成樹脂成形品の製造・販売 産業資材等の卸売販売
NK MECHATRONICS CO., LTD. (注2、3)	千バーツ 150,000	—	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO GLOBAL MANAGEMENT CO., LTD.	千バーツ 480,000	100.00 %	業務支援サービス
NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD. (注3)	千リングgit 15,000	—	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO., LTD. (注3)	千米ドル 10,000	—	同 上
NIPPO METAL TECH PHILS., INC. (注1)	千米ドル 1,189	82.88 %	機械部品の製造・販売
PT. NIPPO MECHATRONICS INDONESIA (注6)	千ルピア 93,678,415	78.64 %	合成樹脂成形品の製造・販売
FNA MECHATRONICS MEXICO S. A. de C. V. (注5)	千米ドル 17,677	51.20 %	合成樹脂成形品の製造・販売 金属プレス品の製造・販売
NIPPO (HONG KONG) LTD. (注4、6)	千香港ドル 159,659	100.00 %	産業資材の卸売販売 合成樹脂成形品の販売
NIPPO (SHANG HAI) LTD. (注4)	千人民元 4,138	—	同 上
日邦精密工業(深セン) 有限公司 (注4)	千人民元 7,508	—	合成樹脂成形品の製造・販売

- (注) 1. NIPPO METAL TECH PHILS., INC. は、当社が出資比率の82.88%を、当社の子会社である日邦メタルテック株式会社が出資比率の17.12%を所有する子会社であります。
2. NK MECHATRONICS CO., LTD. は、当社の子会社であるNIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO., LTD. が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。
3. NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD. 及びNIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO., LTD. は、当社の子会社であるNK MECHATRONICS CO., LTD. が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。
4. NIPPO (SHANG HAI) LTD. 及び日邦精密工業(深セン)有限公司は、当社の子会社であるNIPPO (HONG KONG) LTD. が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。
5. FNA MECHATRONICS MEXICO S. A. de C. V. は、当社が出資比率の51.20%を、株式会社富士プレスが出資比率の48.80%を所有する子会社であります。
6. PT. NIPPO MECHATRONICS INDONESIAは、当社が出資比率の78.64%を、当社の子会社であるNIPPO (HONG KONG) LTD. が出資比率の21.36%を所有する子会社であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「モビリティ」、「エレクトロニクス」、「精密機器」及び「住宅設備」の4つを報告セグメントとしております。

モビリティ

自動車メーカー及び自動車部品メーカーに対して、パワートレイン系機構部品、電子制御関連部品を核とした樹脂成形品及び同組立品を国内外で製造・販売しております。

エレクトロニクス

電子部品及びクリーンエネルギー関連のメーカーに対して、専門商社として高性能材料、部品、治具及び機器等を国内外で販売しております。

精密機器

オフィスオートメーション、デジタルイメージング、医療機器等の関連メーカーに対して、樹脂成形品の製造及び販売を国内外で展開しております。

住宅設備

住宅設備の関連メーカーに対して、専門商社として、またファブレスメーカーとして、樹脂成形品、ブラインド・介護用ベッドのコントロールユニット、高性能材料並びに機器等を国内外で販売しております。

(8) 主要な営業所及び工場等

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店(本社)	愛知県名古屋市	関西支店	大阪府吹田市
東京支店	東京都千代田区	東北営業所	宮城県仙台市
名古屋支店	愛知県名古屋市	北陸営業所	石川県金沢市
埼玉事業所	埼玉県羽生市	九州営業所	福岡県福岡市
稲沢事業所	愛知県稲沢市		

② 子会社

<<国内>>

名 称	所 在 地
日邦メカトロニクス株式会社	静岡県磐田市
日邦メタルテック株式会社	沖縄県うるま市
日邦メカトロニクス広島株式会社	広島県広島市

<<海外>>

名 称	所 在 地
NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO., LTD.	タイ
NK MECHATRONICS CO., LTD.	タイ
NIPPO GLOBAL MANAGEMENT CO., LTD.	タイ
NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD.	マレーシア
NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム
NIPPO METAL TECH PHILS., INC.	フィリピン
PT. NIPPO MECHATRONICS INDONESIA	インドネシア
FNA MECHATRONICS MEXICO S. A. de C. V.	メキシコ
NIPPO (HONG KONG) LTD.	中国
NIPPO (SHANG HAI) LTD.	中国
日邦精密工業(深セン)有限公司	中国

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数（前連結会計年度末比増減）
3,734名（151名増）

（注） 使用人数は嘱託及びパート（698名）は除いております。

② 当社の使用人の状況

使用人数（前事業年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
314名（7名増）	37歳11ヶ月	9年10ヶ月

（注） 1. 子会社への出向者（40名）を除いて表示しております。
2. 使用人数は嘱託及びパート（105名）は除いております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,416百万円
株式会社三井住友銀行	2,344百万円
株式会社愛知銀行	972百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,127,338株 (うち自己株式19,013株)
- (3) 株主数 2,041名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
フリージア マクロス株式会社	860 ^{千株}	9.45%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	733	8.05
日邦産業社員持株会	682	7.49
株式会社三井住友銀行	274	3.01
大塚 眞治	233	2.56
田中 喜佐夫	228	2.51
株式会社富士プレス	221	2.43
株式会社三菱UFJ銀行	216	2.38
黄 聖博	213	2.34
田中 善慶	176	1.94

(注) 持株比率は、自己株式(19,013株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 佐 恭 知	
取 締 役	鈴 木 克 典	メカトロニクス本部長
取 締 役	三 上 仙 智	コーポレート本部長
取 締 役	田 中 喜佐夫	株式会社レイホー製作所 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	大 石 富 司	
取 締 役 (監査等委員)	林 高 史	グラータィアコンサルティンググループ 林公認会計士事務所 代表パートナー 日本ホスピスホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社Kips 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	川 原 井 勇	日立化成株式会社 営業本部関西支社長
取 締 役 (監査等委員)	高 井 洋 輔	寺澤綜合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 田中喜佐夫氏、林高史氏、川原井勇氏及び高井洋輔氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 林高史氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、また監査等委員会と内部監査室との十分な連携を図るため、大石富司氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 取締役 田中喜佐夫氏、林高史氏及び高井洋輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役 鈴木克典氏は、2019年5月31日をもって取締役を辞任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く。） 4名 84百万円（うち社外1名 3百万円）

取締役（監査等委員） 6名 19百万円（うち社外5名 8百万円）

(注) 企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき、個別開示が必要となる連結報酬等の額が1億円以上である会社役員は、該当がありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 田中喜佐夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社レイホー製作所の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間にはカーボン等の売買取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席し、主に会社経営者としての豊富な経験と見識からの発言を適宜行っております。

エ. 責任限定契約の締結

当社には取締役等の責任免除に関する定め（定款第27条第2項）があり、当社は当該取締役との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

② 取締役（監査等委員） 林高史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

グラーティアコンサルティンググループ 林公認会計士事務所の代表パートナー、日本ホスピスホールディングス株式会社の社外監査役及び株式会社Kipsの社外取締役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席し、また、監査等委員会9回のうち8回に出席し、主に公認会計士並びに税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

エ. 責任限定契約の締結

当社には取締役等の責任免除に関する定め（定款第27条第2項）があり、当社は当該監査等委員との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

③ 取締役（監査等委員） 川原 井 勇

ア. 重要な兼職先と当社との関係

日立化成株式会社の営業本部関西支社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には産業資材の売買取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役就任後に開催された取締役会 6 回の全てに出席し、また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会 6 回の全てに出席し、主に日立化成株式会社での知識・経験や見識等からの必要な発言を適宜行っております。

エ. 責任限定契約の締結

当社には取締役等の責任免除に関する定め（定款第27条第2項）があり、当社は当該監査等委員との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

④ 取締役（監査等委員） 高井 洋 輔

ア. 重要な兼職先と当社との関係

寺澤綜合法律事務所のパートナーを兼務しております。なお、当社と寺澤綜合法律事務所の他のパートナー弁護士個人との間で、役務提供等の取引関係があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役就任後に開催された取締役会 6 回の全てに出席し、また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会 6 回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

エ. 責任限定契約の締結

当社には取締役等の責任免除に関する定め（定款第27条第2項）があり、当社は当該監査等委員との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 31百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | |
| | 31百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態、その他会計監査人が継続してその職責を全うするうえでの重大な疑義を抱く事象等が発生した場合には、監査等委員会の同意を得て又はその請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役、執行役員、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスに関する基本的方針として「コンプライアンス宣言」及び「行動憲章」を採択し、業務遂行上遵守すべき規範を「コンプライアンス規程」として制定した。
- ② 取締役会は、各取締役の職務執行を監督し、取締役は執行役員及び使用人の執行を監督する。監査等委員は、取締役の職務執行を監査する。
- ③ コンプライアンス推進体制の構築、コンプライアンス研修の実施、社内通報制度、内部監査等を通じて、コンプライアンスの推進、徹底を図る。

(2) 取締役及び子会社の取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令、社内諸規定に従い、議事録その他重要文書を保存、管理し、法令により閲覧に供すべきものは速やかに開示する。
- ② 企業秘密情報については管理責任者を置き、同情報の漏洩、内・外部からのアクセスを防止する。
- ③ 社内規定により、個人情報の保護に努める。

(3) 財務報告の信頼性確保並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会の下に「内部統制推進本部」を設置し、内部統制システムの整備・運用を図る。同推進本部長にはコーポレート本部長があたる。
- ② 財務報告の信頼性の確保と、損失の危機を管理するため「リスク管理基本規程」を制定する。それに伴い、個別のリスク毎に管理マニュアルを作成し、リスクの発生を未然に防止するとともに、発生したリスクへの的確な対応、速やかな回復を図る。
- ③ 取締役会は、内部統制システムの整備・運用状況につき監督、監視及び検証する。

(4) 取締役、執行役員及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営戦略、中長期計画、その他重要課題等の審議は、常勤取締役と常勤監査等委員から成る「経営戦略会議」で行い「取締役会」で決定する。
- ② 管掌役員制度により取締役の業務執行責任を、事業本部制により、執行役員の業務執行責任を明確にし、取締役及び執行役員はそれぞれの業務を行う。
- ③ 常勤取締役は「取締役会」「経営戦略会議」「経営協議会」に、非常勤取締役は「取締役会」「拡大経営協議会」に出席し、取締役及び執行役員等使用人の職務の執行状況を監督する。開催頻度は「経営戦略会議」「経営協議会」は毎月1回以上、「取締役会」は2ヵ月に1回以上、「拡大経営協議会」は半年に1回とする。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 経営企画部内に連結対象となる関係会社の管理担当者を置き、社内規定に基づき、関係会社を管理する。
- ② 関係会社には当社の役職員が取締役として就任し、業務遂行を指揮監督する。
- ③ 当社の内部監査室により関係会社の監査を行う。

(6) 監査等委員会の職務を補助する使用人について

監査等委員会の職務を補助するための使用人は、監査等委員会が補助使用人を必要とするときに、これを置くものとする。その補助使用人は、取締役から独立していることが担保されるものとする。

(7) 取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役会には全監査等委員が出席し、経営戦略会議、経営協議会等当社の重要会議には常勤監査等委員が出席し、取締役の職務執行状況につき報告を受ける。
- ② 社内通報制度による通報情報は、速やかに監査等委員会に報告する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査室は、監査計画及び監査結果を監査等委員会に報告し、実効ある監査等委員監査に資する。
- ② 監査等委員監査の有効性を確保するため、取締役、執行役員及び社員から監査等委員会への報告に関する社内規定を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組みは以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス規程に基づき、拠点長・課長研修等において、コンプライアンス教育を実施しております。また、社内通報制度規程を制定し、内部通報の状況は当社監査等委員会に報告しております。

(2) リスク管理体制について

当社は、リスク管理基本規程に基づき、定期的なリスク評価と対応状況の判定を行い、対処すべきリスクの低減に努めております。

(3) 財務報告の体制について

当社は、内部統制システムの整備・運用を図る組織として「内部統制推進本部」を設置するなど、全社統制・IT統制・決算プロセス及び業務プロセスの運用状況の確認を強化し、健全化に努めております。

(4) 監査等委員の監査の実効性を確保する体制について

当社は、監査等委員の職務を補助する使用人として「内部監査室長」がこれにあたり、監査等委員への報告及び情報提供体制を強化し、監査等委員による監査が効果的かつ効率的に実施されることを確保しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,365	流動負債	12,248
現金及び預金	4,943	支払手形及び買掛金	7,318
受取手形及び売掛金	6,861	短期借入金	1,876
電子記録債権	599	1年内返済予定の長期借入金	821
商品及び製品	1,171	リース債務	359
仕掛品	421	未払法人税等	88
原材料及び貯蔵品	786	賞与引当金	309
未収入金	438	その他	1,472
その他	148	固定負債	7,437
貸倒引当金	△5	長期借入金	4,588
固定資産	13,922	リース債務	677
有形固定資産	11,011	繰延税金負債	458
建物及び構築物	5,134	再評価に係る繰延税金負債	2
機械装置及び運搬具	3,135	環境対策引当金	11
工具、器具及び備品	215	退職給付に係る負債	1,383
土地	1,713	資産除去債務	133
建設仮勘定	812	その他	181
無形固定資産	115	負債合計	19,685
その他	115	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,795	株主資本	8,631
投資有価証券	1,483	資本金	3,137
退職給付に係る資産	19	資本剰余金	1,363
繰延税金資産	8	利益剰余金	4,169
その他	1,305	自己株式	△39
貸倒引当金	△20	その他の包括利益累計額	743
		その他有価証券評価差額金	49
		土地再評価差額金	5
		為替換算調整勘定	681
		退職給付に係る調整累計額	5
		非支配株主持分	228
		純資産合計	9,602
資産合計	29,288	負債純資産合計	29,288

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		44,479
売上原価		38,985
売上総利益		5,493
販売費及び一般管理費		4,847
営業利益		646
営業外収益		
受取利息及び配当金	80	
スクラップ売却益	34	
貸倒引当金戻入額	7	
その他の	57	179
営業外費用		
支払利息	195	
支払手数料	15	
電子記録債権売却損	12	
為替差損	115	
その他の	36	374
経常利益		452
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	216	
その他の	30	254
特別損失		
事業整理損	123	
固定資産処分損	5	
投資有価証券売却損	0	
減損	1,571	
その他の	39	1,739
税金等調整前当期純損失		1,032
法人税、住民税及び事業税	327	
法人税等調整額	△41	286
当期純損失		1,318
非支配株主に帰属する当期純損失		289
親会社株主に帰属する当期純損失		1,029

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,137	1,363	5,235	△53	9,683
当期変動額					
剰余金の配当			△36		△36
親会社株主に帰属する 当期純損失			△1,029		△1,029
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				13	13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	△1,065	13	△1,052
当期末残高	3,137	1,363	4,169	△39	8,631

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	316	5	929	－	1,251	526	11,462
当期変動額							
剰余金の配当							△36
親会社株主に帰属する 当期純損失							△1,029
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△266		△247	5	△508	△298	△807
当期変動額合計	△266	－	△247	5	△508	△298	△1,859
当期末残高	49	5	681	5	743	228	9,602

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,239	流動負債	9,199
現金及び預金	439	買掛金	5,590
受取手形	1,207	短期借入金	1,858
電子記録債権	537	1年内返済予定の長期借入金	821
売掛金	3,177	リース債務	202
商品及び製品	687	未払金	271
仕掛品	59	未払費用	149
原材料及び貯蔵品	162	未払法人税等	2
前払費用	14	賞与引当金	175
未収入金	1,130	その他	127
関係会社短期貸付金	798	固定負債	5,052
その他	24	長期借入金	3,264
固定資産	10,175	リース債務	509
有形固定資産	1,384	繰延税金負債	18
建物	723	再評価に係る繰延税金負債	2
構築物	13	退職給付引当金	1,057
機械及び装置	0	環境対策引当金	11
工具、器具及び備品	85	資産除去債務	51
土地	561	債務保証損失引当金	16
無形固定資産	28	その他	120
ソフトウェア	28	負債合計	14,252
投資その他の資産	8,763	(純資産の部)	
投資有価証券	103	株主資本	4,116
関係会社株式	4,910	資本金	3,137
出資金	0	資本剰余金	1,363
従業員に対する長期貸付金	18	資本準備金	1,363
関係会社長期貸付金	3,097	利益剰余金	△344
前払年金費用	19	その他利益剰余金	△344
その他	1,070	繰越利益剰余金	△344
貸倒引当金	△456	自己株式	△39
		評価・換算差額等	45
		その他有価証券評価差額金	39
		土地再評価差額金	5
		純資産合計	4,162
資産合計	18,414	負債純資産合計	18,414

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		25,738
売 上 原 価		23,368
売 上 総 利 益		2,369
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,493
営 業 損 失		124
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,214	
為 替 差 益	1	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	15	
そ の 他	22	1,254
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	143	
支 払 手 数 料	15	
電 子 記 録 債 権 売 却 損	12	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	178	
そ の 他	24	374
経 常 利 益		756
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	216	217
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	279	
減 損 損 失	1,359	1,643
税 引 前 当 期 純 損 失		670
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	148	
法 人 税 等 調 整 額	0	148
当 期 純 損 失		818

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,137	1,363	1,363	510	510
当期変動額					
剰余金の配当				△36	△36
当期純損失				△818	△818
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	△855	△855
当期末残高	3,137	1,363	1,363	△344	△344

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△53	4,958	282	5	288	5,247
当期変動額						
剰余金の配当		△36				△36
当期純損失		△818				△818
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	13	13				13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△242		△242	△242
当期変動額合計	13	△841	△242	—	△242	△1,084
当期末残高	△39	4,116	39	5	45	4,162

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

日邦産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡野英生 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣吉登 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日邦産業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日邦産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

日邦産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡野英生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲垣吉登 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日邦産業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めて、意見を表明しました。

当監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等及び職務の分担等に従い、内部監査室その他使用人等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役からの職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において取締役の業務及び財産の状況を調査いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

日邦産業株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 大石 富司 ⑩

監査等委員 林 高史 ⑩

監査等委員 川原 井 勇 ⑩

監査等委員 高井 洋輔 ⑩

(注) 監査等委員 林 高史、川原 井 勇及び高井 洋輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、2019年3月期の個別決算において344,684,315円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。この欠損を填補し、早期の復配に備えるとともに今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するために、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、誠に遺憾ではありますが無配とさせていただきますたく存じます。

1. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 344,684,315円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 344,684,315円

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2019年6月24日

2. 剰余金の処分の要領

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 344,684,315円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 344,684,315円

(3) 剰余金の処分が効力を生じる日

2019年6月24日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

なお、取締役鈴木克典氏が、2019年5月31日付で辞任しておりますことから、次の4名の取締役（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	イワサヤスチカ 岩佐恭知 (1959年 2月26日生)	1981年4月 当社入社 1986年4月 当社製造部門金型技術課長 2002年4月 当社商事部門海外営業部長 2008年9月 NIPPO(HONG KONG)LTD. 董事長 2012年4月 当社業務執行役員(現、執行役員) 2013年4月 当社中華圏・海外商事統括 2013年6月 当社取締役 2014年4月 当社エレクトロニクス事業本部長 2016年4月 当社代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社メカトロニクス本部長(現任)	108,729株
	取締役候補者 とした理由	当社取締役会が取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続に定める選任基準を満たしていること並びに、グループ業績の立て直しに必要となる強い意志、戦略及びリーダーシップを有していることから、引き続き取締役候補者としました。	
2	ミカミヒサトモ 三上仙智 (1969年 3月2日生)	1991年4月 (株)INAX(現、(株)LIXIL)入社 2004年4月 当社入社 2006年4月 当社管理本部総務部マネージャー 2011年4月 当社経営企画部長 2013年4月 当社執行役員 2013年4月 当社コーポレート本部CSR統括部長 2016年4月 当社コーポレート本部長(現任) 2016年6月 当社取締役(現任)	27,120株
	取締役候補者 とした理由	当社取締役会が取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続に定める選任基準を満たしていること並びに、グループ業績の立て直しに必要となるコーポレート業務の経験及び知識を有しており、社長を補佐する業務執行者として適任であることから、引き続き取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	※ ナカムラ アツシ 中村 篤志 (1969年 11月10日生)	1994年4月 当社入社 2011年4月 当社エレクトロニクス事業本部営業1課長 2014年4月 当社エレクトロニクス事業本部営業2部副部長 2015年4月 当社エレクトロニクス事業本部営業2部長 2016年4月 当社執行役員(現任) 2016年4月 当社エレクトロニクス事業本部(現、商事本部)長(現任)	10,800株
	取締役候補者 とした理由	当社取締役会が取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続に定める選任基準を満たしていること並びに、商事本部の事業運営を通じてグループ業績に貢献しており、社長を補佐する業務執行者として適任であることから、取締役候補者としました。	
4	タナカ キサオ 田中 喜佐夫 (1957年 11月22日生)	1983年8月 (株)レイホー製作所入社 1989年5月 同社取締役工場長 2001年9月 同社代表取締役社長(現任) 2005年6月 当社取締役(現任)	241,802株
	取締役候補者 とした理由	当社取締役会が取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続に定める選任基準を満たしていること並びに、実直なものづくりを展開している企業の経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に関する有用な助言と監督が可能であることから、引き続き社外取締役候補者としました。	

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
2. 当社は、田中喜佐夫氏が代表取締役を務める(株)レイホー製作所との間にカーボン等の売買取引があります。その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 田中喜佐夫氏は、社外取締役候補者であります。
同氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。
4. 田中喜佐夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。
5. 各候補者の所有する当社株式の数は、2019年3月31日現在における役員持株会及び社員持株会の各自持分を含む当社株式の数を記載しております。

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2019年4月23日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)の一つとして、下記の通り、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することに関して決議いたしました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入されたものですが、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができる等、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられており、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める株主意思の原則を充足しております。本プランは、2019年4月23日付で効力を生じており、本プランの有効期間は、同日から本総会終結の時までとされておりますが、本総会において承認が得られた場合には、有効期間を2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで延長するものとされております。

従いまして、本プランを継続することにつきまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

但し、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、1952年3月に設立し、株式会社日立製作所の化学製品部門（現日立化成株式会社）の販売特約店として事業（以下、「商社事業」といいます。）を開始しました。日立製作所グループの発展とともに、当社も名古屋、東京に商圏を拡げていく中、化学技術の進展により「軽くて、強く、丈夫で腐らない」をキャッチフレーズとした「樹脂材料」が開発されたことを受け、1968年7月に樹脂成形事業を開始し、これら2つの事業を祖業として現在に至っております。

現在の商社事業は、日立化成グループの「販売特約店」として拡げてまいりました国内、中華圏及びアセアンの商圏を基礎として、各お客様との商流における競争優位性を確保することを目的として、「異色性のある協力メーカーとのネットワークづくり」と「社員に対する技術その他の教育」に取り組んでおります。

一方の樹脂成形事業は、家電のカテゴリにあたるOA/DI部品から自動車部品、医療機器と事業領域を拡げつつ、技術面においては、樹脂単品成形から、印刷、組立、他素材インサートとその領域を拡げてまいりました。ここ5年の間、将来の競争優位性を確保することを目的として、フィリピン、インドネシア、メキシコ等に新工場を開設するとともに、近い将来に起こり得るだろう人件費の高騰並びに、国内における人材不足を睨んだ準備として、全自動・半自動ラインの導入を進めてまいりました。しかしながら、この全自動・半自動ラインは、高度な技術の壁に阻まれ、量産の計画が遅れたことにより、国内の主たる固定資産を減損せざるを得ない結果を招きました。

今後の当社における企業価値向上への取組みは、商社事業においては、「異色性のある協力メーカーとのネットワークづくり」と「社員に対する技術その他の教育」を通じた具体的なアウトプットを積み重ねていくこと、樹脂成形事業においては、赤字が継続しているメキシコ工場の量産を軌道に乗せて黒字転換を図ること並びに、全自動・半自動ラインの導入を通じて取得したコア技術のグループ企業への横展開となります。

当社は、中期経営計画2022に掲げた「ROE 7%以上」、「最高益（営業利益）の更新」並びに「利益成長を通じた持続的な増配」という目標値の達成に向けて真摯に上述の取組みに努め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存でございます。

(2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社のステークホルダーから確固たる信頼を得るためにも、揺るぎないコーポレートガバナンスが必要不可欠であると考え、以下の取組みを進めております。

(企業統治の体制)

当社はコーポレートガバナンスを「株主に代わって、経営の適法性や効率性をチェックする仕組み」と捉え、最も適した仕組みとして、株主総会、取締役会、監査等委員会、代表取締役及び会計監査人を設置し、取締役の職務執行の監督及び監査の体制を整備しております。また、「内部統制システムに関する基本的な考え方」「内部統制システムの推進体制」をまとめ、当社及び当社の関係会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

なお、取締役会は、原則として2ヵ月に1回以上開催し、経営上重要な事項については、常勤取締役（監査等委員長を含む）で構成された経営戦略会議において、事前に十分な審議を行ったうえで、取締役会に上申しております。

また、監査等委員会は、監査等委員4名（常勤監査等委員1名、社外取締役である監査等委員3名）からなり、原則として2ヵ月に1回以上開催し、経営上の重要な事項、監査等委員監査及び内部監査の結果並びに会計監査人による監査結果等について、協議、決議を行っております。

(内部監査及び監査等委員監査)

当社は、社長の直轄部門として内部監査室を設置しており、定期・非定期的（臨時）に社内業務の実施が会社規定等に正しく準拠しているか否かを調査し、当該監査の結果を社長及び監査等委員長に報告するとともに、問題点の指摘及び改善勧告を被監査部門に実施しております。

監査等委員監査は、常勤取締役（監査等委員を除く。）の業務執行の状況を監査するために取締役会等の重要会議に出席し、また必要に応じて、常勤取締役（監査等委員を除く。）、執行役員、管理職者及び社員に対して監査を行っております。

（その他）

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードをふまえながら、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿ったものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

なお、当社は2007年6月28日開催の当社第56期定時株主総会において導入した「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「旧プラン」といいます。）を、2009年6月29日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為を強行する動きが引き続き見受けられる一方で、現在の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。

すなわち、2007年9月30日に施行された金融商品取引法においては、経営関与に向けた重大提案行為等を目的とした株式取得には特例報告制度の適用が認められず、5営業日以内の「大量保有報告書」の提出が義務付けられました。また、公開買付けが開始された場合には、発行会社による「買付期間の延長請求」及び「質問権の行使」が可能となりました。しかしながら、これらの法制のもとでもなお、公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保すること及び市場内での買集め行為を法的に制限することがいづれもできないなど、これらの法制が上場会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある株式の大規模買付行為に対して必ずしも有効に機能しない可能性を否定できません。

また、当社は旧プランの廃止以降、自動車市場・精密医療機器市場・エレクトロニクス市場を成長領域と定め、成長領域にマッチングする商材の開発に注力してまいりました。そして、2018年に策定した長期ビジョン（中期経営計画2019、2022及び2025）において、①成形品をコアにした、自動車重要保安部品の量産技術の確立、②ディスプレイ製品を中心とした精密医療機器の受託生産の拡大、③電子部品を主軸とした様々な事業領域での次世代商材の探索提供という、それぞれの成長領域に対応した3つの柱を掲げております。これらの成長領域においては、よりお客様の固有のニーズに応えた商材の開発が必要とされるため、お客様との間において、緊密に連携しつつ、技術等に関わる機密情報の交換を行っております。その結果として、当社は、旧プランの廃止前よりもはるかに多くのお客様の技術等に関わる機密情報を保有するに至っており、十分な検討がなされない形で当社に対する大規模買付行為に基づく支配権の異動は、かかる機密情報の流出のおそれと相俟って、このようなお客様を含む当社のステークホルダーとの間の良好な関係を毀損する可能性があります。

かかる状況のもとにおいて、当社として改めてそのような大規模買付行為に対する対抗措置の必要性について検討したところ、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことが必要という結論に至ったものです。当社としては、かかる対抗措置の準備は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を可及的に排除するために必要かつ有効であり、また本プランは大規模買付行為開始前に所要の情報提供や検討期間を確保するものであって企業価値・株主共同の利益の維持・向上に資するものであると考えております。

2. 本プランの内容

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定し、その遵守を求めるとともに、大規模買付行為を行おうとする者が本プランを遵守しない場合、並びに大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものであると判断される場合の対抗措置を定めており、これらを適切に開示することによって、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、2019年3月31日現在における当社大株主の状況は、事業報告の11頁に記載の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(但し、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、当社の特定の株主の株式等保有割合²が20%以上となる買付けその他の取得³
- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、当社の特定の株主の株式等所有割合⁵及びその特別関係者⁶の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得⁷

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下、「契約金融機関等」といいます。)は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ。)とみなします。また、かかる株式等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

³ 売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

(iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹（但し、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

⁵ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株式等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁷ 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

⁸ 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

⁹ 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等 その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

但し、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に、株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規則（概要については別紙1をご

参照下さい。)に従い、当社社外取締役（監査等委員を含む。）又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、別紙2に記載の三氏が就任しております。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

但し、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(ヌ)に掲げる事由により、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる

目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付け等であると判断される場合
- (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売付けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ホ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様への判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様へ当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (ヘ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (ト) 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (チ) 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (リ) 買付者等の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗

の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
(ヌ) その他(イ)から(リ)までに準じる場合で、(i)当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると客観的かつ合理的に判断される場合であって、かつ、(ii)当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれることを回避することができないか又はそのおそれがあると判断される買付け等である場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、買付者等による大規模買付け行為の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の意思を確認するために当社株主総会を開催することが実務上適切と判断した場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく下記の⑦の方法により当社株主総会を招集することができるものとし、

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否について、買付者等による大規模買付け行為の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の意思を確認するために当社株主総会を開催することが実務上適切と判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付け等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとし、当該株主総会において本プランによる対抗

措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付け等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。

なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付け等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2019年4月23日から本総会終結の時までとし、本総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで延長するものとします。

但し、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任

された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の意見を踏まえた上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランを本総会において議案としてお諮りすることを併せて当社取締役会で決議しております。また、上記2.

(3)に記載した通り、本プランの有効期限は本総会終結時までであり、本総会

においてご承認いただいた後も、①その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになり、かつ、②当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載の通り、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしております。

さらに、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないた

め、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2.(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。但し、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役又は(2)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
各独立委員会委員は独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名	略歴
ハヤシ タカフミ 林 高史 (1966年 10月生)	1991年10月 中央新光監査法人入所
	1995年4月 公認会計士登録
	1997年1月 (株)ジャフコ入社 ジャフココンサルティング(株)出向
	2005年3月 林公認会計士事務所開設
	2006年7月 税理士登録
	2013年6月 当社監査役
	2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)
	2016年10月 林公認会計士事務所をグラーティアコンサルティンググループへ統合 グラーティアコンサルティンググループ 林公認会計士事務所 代表パートナー(現任)
	2017年1月 日本ホスピスホールディングス株式会社 社外監査役(現任)
2018年10月 株式会社Kips 社外取締役(現任)	
タカイ ヨウスケ 高井洋輔 (1985年 7月生)	2012年12月 弁護士登録、寺澤綜合法律事務所入所
	2016年1月 寺澤綜合法律事務所 パートナー(現任)
	2018年3月 日本弁護士連合会代議員
	2018年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)
ニシナ ヒデタカ 仁科秀隆 (1979年 3月生)	2002年10月 弁護士登録、アンダーソン・毛利法律事務所 (現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所
	2003年10月 日本銀行業務局出向
	2006年5月 法務省民事局参事官室出向
	2010年2月 中村・角田・松本法律事務所入所
	2011年1月 中村・角田・松本法律事務所 パートナー(現任)
	2017年9月 公認不正検査士登録

※林高史氏及び高井洋輔氏は社外取締役(監査等委員)です。

林高史氏及び高井洋輔氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

※各氏と当社との間には、特別の利害関係又は取引関係はありません。

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（但し、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協

調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等を付すことがあり得ます。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

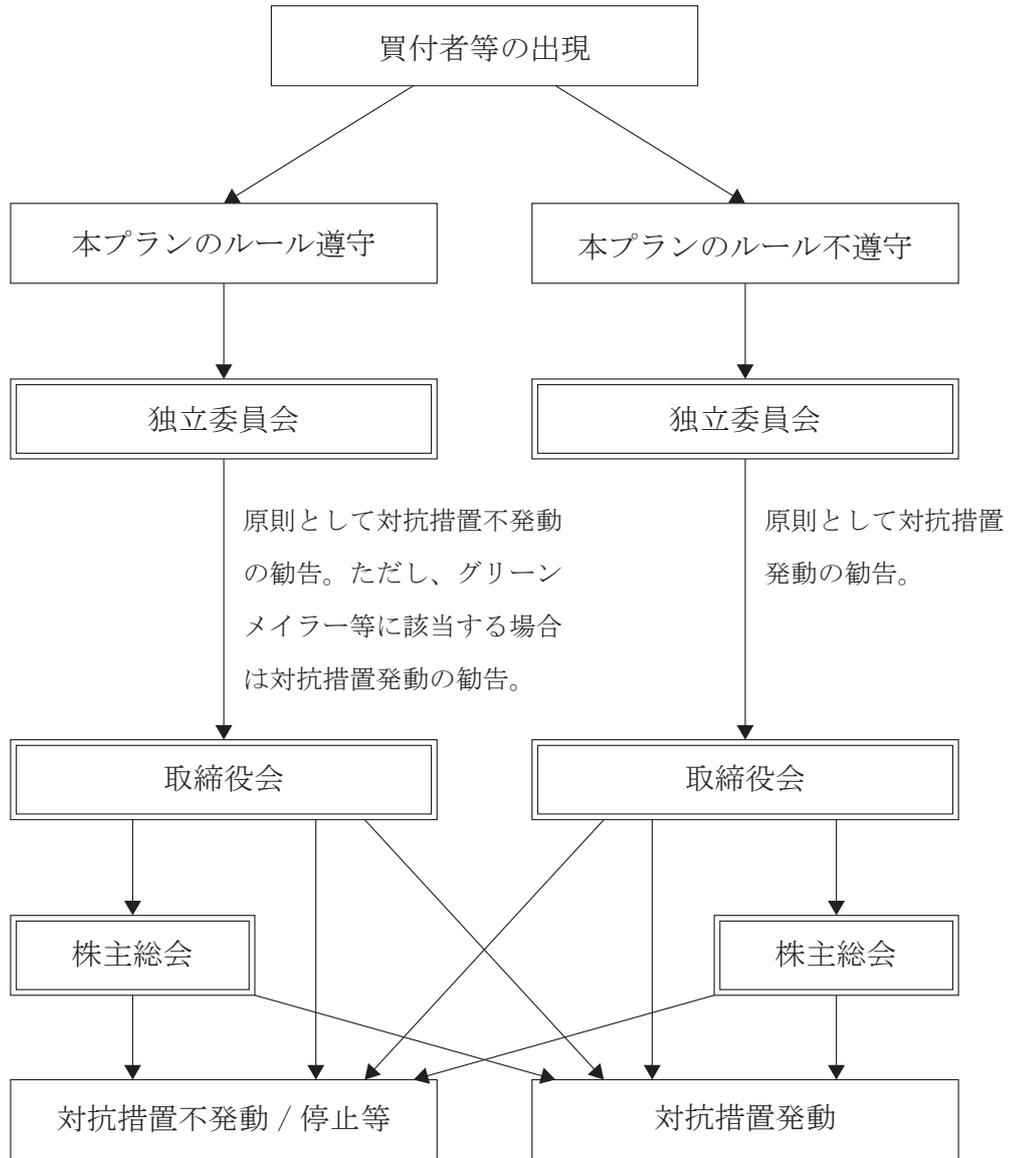
当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

本プランのイメージ図



※ 本図は、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本プレスリリースの本文をご参照下さい。

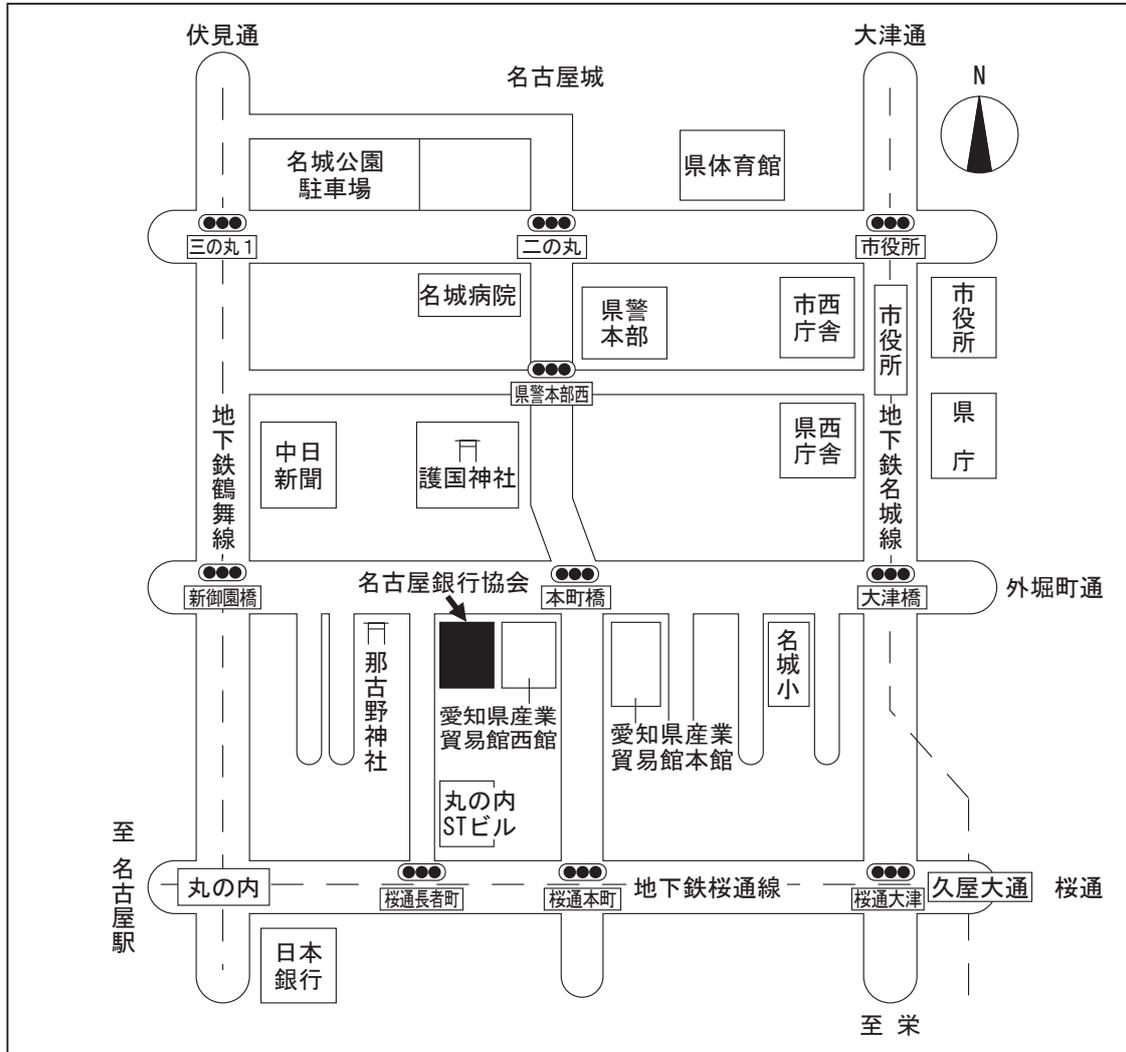
〔株主総会会場ご案内略図〕

【会 場】名古屋銀行協会 2階 201号室

住所：名古屋市中区丸の内二丁目4番2号

電話：052-231-7851（代）

〔会場付近略図〕



【交通のご案内】

- 地下鉄 桜通線「丸の内駅」4番出口より徒歩約6分
鶴舞線「丸の内駅」1番出口より徒歩約6分
名城線「市役所駅」4番出口より徒歩約8分
- 市バス 名古屋バスターミナルより「外堀通」下車すぐ

※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。